

## ■ 著作物性 について

### ➤ 条文

法2条1項1号 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

法10条2項 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

法13条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

### ➤ 条文上の要件

- ① 思想・感情の表現
- ② 創作的に表現
- ③ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

### ➤ 著作物性に関する裁判例等

#### 1. 著作物性を否定する裁判例

##### ① 思想・感情の表現

・契約書

東京地判昭和40年8月31日（船荷証券事件）

契約書の様式に表示されているものは「契約の意思表示」にすぎず、思想は何ら表現されていない

##### ② 創作的に表現

・ありふれた表現

#### A だれが表現しても同じ場合

知財高判平成18年3月15日（一般人向け法律問題解説書事件）

「法令の内容や法令又は判例・学説によって当然に導かれる事項である場合」

「法令の内容に従って整理したにすぎない図表については、誰が作成しても同じような表現にならざるを得ない」

#### B 表現に種類があるが独占させるのが不適当な場合 思想と表現の一致？

東京地判平成6年4月25日（日本の城の基礎知識事件）

「本件定義は、原告が長年の調査研究によって到達した、城の学問的研究のための基礎としての城の概念の不可欠の特性を簡潔に言語で記述したものであり、原告の学問的思想そのものと認められる。そして、本件定義のような簡潔な学問的定義では、城の概念の不可欠の

特性を表す文言は、思想に対応するものとして厳密に選択採用されており、原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はなく、全く別の文言を採用すれば、別の学問的思想による定義になってしまうものと解される。また、本件定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は、この種の学問的定義の文の構造や、先行する城の定義や説明に使用された文言と大差はないから、本件定義の表現形式に創作性は認められず」

### **C 事実またはデータそのものである場合 法10条2項関連**

**最判平成13年6月28日**（江差追分事件）

「ありふれた事実」

**東京地判平成7年12月18日**（ラストメッセージ in 最終号事件）

「いわば挨拶文であるから、このような性格からすれば、少なくとも」……「内容をありふれた表現で記述しているにすぎない」

**知財高判平成22年7月14日**（破天荒力箱根富士屋ホテル物語事件）

「(特定の事業又は仕事)と結婚したようなもの」との用語は、特に配偶者との家庭生活を十分に顧みることなく特定の事業又は仕事に精力を注ぐさまを比喩的に表すものとして広く用いられている、ごくありふれたものといわなければならない。」

「特定の事実に関する自己の思想を婉曲に開陳する際に広く用いられている、ごくありふれた用語である。」

#### **・創作性の有無 その他**

**福島地判平成3年4月9日**（建築設計図）

「使い勝手のよさ等の実用性、機能性などではなく、もっぱら、その文化的精神性の表現」

「一般人をして、設計者の文化的精神性を感得せしめるような芸術性を備えたものとは認められず」

>文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの の要件の絡みがありそう？

### **③ 著作物性を肯定する裁判例**

**大阪地判平成4年4月30日**

設計図に関して「機械工学上の技術思想を創作的に表現した学術的な性質を有する図面」

**東京地判昭和53年6月21日**（日照権事件）

日照権に関する論文について「日照問題に関する原告の思想を創作的に表現したものであることを認めるに十分である。」

**東京高判昭和62年2月19日**（当落予想表事件）

「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」というのも、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解する」

#### ④ 創作性とは何か？

(著作権法コンメンタール第2版(半田正夫 松田政行編) 1巻25頁～)

独創性(独立性, originality)

これは著作者自身の表現であること、すなわち思想または感情の外部的表現が、著作者が独立して創作したものである、という概念である。換言すれば複製でないことである。

創造性

創作性の第2の要素は、「作品に何らかの知的活動の成果つまりクリエイティブなもの」があること、すなわち「文化的所産というに足る創造性」である。

> 程度問題が出てくる

伝統的な著作物である芸術的著作物については、独創性と創造性を意識して判断しないでも、独創的なものであればほとんどが創造性もあると判断される。また、そう判断してもさしたる弊害も生じない。

参考裁判例

「創作性の程度は、正確な客観的判定には極めてなじみにくいもの」(東京高判平成14年10月29日 ホテルジャンキーズ事件)

#### ■ ディスカッションテーマ

大テーマ：本件チラシに著作物性が認められるか

- ・本件判決でも用いられている、著作物性の否定に用いられる「ありふれた表現」とは何か
- ・本件の事例において、なにを「表現」として切り出して主張するのが良いか

小テーマ：(以下、事件概要のレジюмеも併せて参照のこと)

- ① 原告主張1、「検査時間× 受診料金×」「検査なし スグ買える！」との表現に著作物性は認められるか
- ② 原告主張2「コンタクトレンズの買い方比較」の表の表現に著作物性は認められるか
- ③ 原告主張3「なぜ検査なしで購入できるの・」という箇所での表現に著作物性は認められるか
- ④ 原告主張4、個々の要素の著作物性が認められないとしても要素の組み合わせに著作物性が認められる、との主張は妥当か

(④´本件で、原告は、本件広告をパーツごとに分けてそれぞれの部位の著作物性を主張→予備的に全体の組み合わせの著作物性を主張、という組み立て方をしたが、全体の構成について、主位的により厚く創作性を主張した方が良かったのではなかったか。原告広告と被告広告をパッと見たときに、「似ている」と感じる主な理由は、個別のパーツの類似性ではなく、全体の要素・構成があまりにも酷似しているといえるからなのではないか。知恵蔵事件、レイアウト・フォーマットの著作物性といった点も踏まえて検討したい)

## ■ 発表後感想

本件訴訟について、著作物性の主張について、各パーツに分けてそれぞれの著作物性を主張するという点については、いずれのパーツについても個別には著作物性を認めることは難しいのではないかとゼミ前に考えていたところであった。この点については、ゼミの議論に置いても同様のご意見が多く出たところであり、あらためて本件のような表現の著作物性主張の難しさを認識した。

他方、全体の構成に関する著作物性についても、組み合わせ・デザインの創作性という点について、チラシ全体から受ける印象等を踏まえて、肯定的な意見が多かったことは、発表者としても納得できるところであった。そのうえで、本件で著作物性を認めさせるためにどのような主張方法をとればよかったのか等、皆様から多くの意見を伺うことができ、とても有意義な議論ができたと考えている。

本件の先例性については、著作物性否定の裁判例というよりは著作物性の主張不十分だった事例と読むのがよいのではという講師の先生方のご意見はなるほどと思うところであった。他方、文化的な所産を保護する著作権法の趣旨とビジネスとしての創作物の保護には乖離があるのではないかというご意見は、あまり表立って議論されることはないものの、著作権全体を考えるうえで大きな課題であるように感じた。